

○和歌山市立市民温水プール条例施行規則

平成30年3月30日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市立市民温水プール条例（昭和59年条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第2条 条例第3条の許可を受けようとする者は、条例第12条に規定する指定管理者に申請しなければならない。この場合において、個人使用（条例第4条第1項に規定する個人使用をいう。次項において同じ。）をする者は、口頭で当該申請をすることができる。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、専用使用（条例第2条の4に規定する専用使用をいう。）の場合にあつては使用に係る許可証を、個人使用の場合にあつては入場券を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第3条 条例第5条の特別の理由があるときは次の各号に掲げるときとし、減額する使用料の額又は免除は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の幼児、児童若しくは生徒又はこれらに準ずると認められる者が、当該学校の教職員が引率して行う学校行事、クラブ活動等に使用するとき。 使用料の5割に相当する額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判断された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第3項において同じ。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。
免除

(3) 本市が発行する老人優待利用券の交付を受けている者が使用するとき。 免除

(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。 使用料の5割に相当する額又は免除

2 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市民温水プール使用料減額免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に該当する者にあつては同号に掲げる身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、同項第3号に該当する者にあつては同号に掲げる老人優待利用券をそれぞれ使用の際に提示することをもって、前項の規定による提出をしたものとみなす。

(使用者が守るべき事項)

第4条 市民温水プールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 入場時に入場券又は許可証を係員に提示すること。
- (3) その他管理上不適当な行為をしないこと。

(特別の設備等)

第5条 使用者は、市民温水プールに特別の設備又は造作を加えようとするときは、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(物品の販売の許可)

第6条 市長は、物品の販売について条例第9条第7号の許可の申請があった場合において、当該物品の販売が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該許可をしないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 物品を販売する者が使用者でない場合
- (2) 営利目的である場合
- (3) 市民温水プールの使用に支障を来すおそれがある場合

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

市民温水プール使用料 減額 申請書
免除

年 月 日

(宛先)和歌山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は
団体名及び代表者名
電話 () 担当者

減額
和歌山市立市民温水プール条例施行規則第3条の規定により使用料の を申請します。
免除

使 用 日 時						
使 用 目 的						
使 用 人 員						
減額又は免除を受けようとする理由						
減額又は免除を受けようとする金額						
そ の 他						
※ 受 付	月 年 日	※ 許 可	第 号	減額 ※ 割合 免除	減額 ※ 額 免除	※差引使用料
			年 日 日 日	%	円	
摘 要						

注意事項 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式（第 3 条関係）